

議案第9号

沼田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について

沼田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和8年2月24日提出

沼田市長 星野 稔

沼田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

沼田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「初任給調整手当」の次に「（第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。）」を加える。

第5条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（初任給調整手当）」を付し、同条中「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第5条の2 第二種初任給調整手当は、新たに採用された職員であつて、採用の日において、当該職員が受けるべき給料及び地域手当の額について管理者が定めるところにより計算した勤務1時間当たりの額が、当該地域における最低賃金法（昭和34年法律第137号）による地域別最低賃金の額を考慮して管理者が定める額を下回るものに対して支給する。

2 前項の規定による第二種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして管理者が定める職員には、同項の規定に準じて、第二種初任給調整手当を支給する。

第19条第1項中「給料」の次に「、第二種初任給調整手当」を加える。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。